

# マンションの専門家を派遣します！

- 管理規約の改正はどうやって進めるの？
- 大規模改修工事を控えて、管理組合や役員は何をすればいいかわからないので、勉強会を開きたい
- 管理会社との契約内容を見直したい
- 修繕積立金の値上げを検討したい
- 自主管理でうまくやっているつもりだが点検したい
- マンションの老朽化、住人の高齢化でこの先不安だ

マンション管理組合のこんな悩みにお答えします。



- 費用は無料です！
- アドバイザーはマンション管理士などの専門資格者です。
- 1回3時間程度
- 対象は、マンション管理組合です。

受付期間：令和3年（2021年）4月1日～12月28日

（派遣は令和4年1月31日まで）

《先着順》

アドバイザーの派遣をご希望のマンション管理組合は最初に、宝塚市住まい政策課へご連絡ください。

※ 内容によっては、アドバイザーを派遣できない場合があります。

（お問合せ先）

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市都市整備部 住まい政策課

Tel 0797-77-2018 Fax 0797-74-8997

e-mail: m-takarazuka0091@city.takarazuka.lg.jp



宝塚市ホームページのトップページにあるID検索から「1001085」と入力すると該当ページが表示されます。



## マンション管理アドバイザー派遣事業

対象・申込方法等 ※申し込まれる際は、最初に必ず住まい政策課までご連絡ください。

- 対象 宝塚市内分譲マンション管理組合
- 申込方法 所定の申込書にご記入の上、郵送してください。  
※申込書は市のホームページからダウンロードできます。
- 申請者 管理組合の理事長
- 添付資料 管理組合の集会又は理事会の決議書（マンション管理アドバイザーの派遣について決議したことがわかる箇所）の写しを添付してください。
- 受付期間 令和3年4月1日～12月28日（ただし、派遣は令和4年1月31日まで）
- 注意事項 ※アドバイザーとの日程調整等に時間を要する場合がありますため、申込みから派遣実施まで1ヶ月以上の余裕をもってお申込みください。  
※先着順 予算（予定件数10件）がなくなり次第受付を終了します。  
※派遣は、1管理組合あたり1年度2回までとします。  
※管理組合が感染症対策を行ったうえで実施することとします。

### 派遣するアドバイザー

- マンション管理士などの専門資格を有する者  
※過去にマンションに関する相談、支援経験がある者で、市が選定した者をアドバイザーとして派遣します。

### アドバイスについて

- 相談時間 1回3時間程度
- 相談できる内容
  - (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関する事
  - (2) 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事
  - (3) マンション管理にかかる契約に関する事
  - (4) 大規模修繕工事及び長期修繕計画の作成及び見直しの相談に関する事
  - (5) マンション建替えの相談に関する事
  - (6) マンションの改修・耐震性の向上に関する事
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、マンションの管理・運営に関する事
- 相談できない内容
  - (1) 測定器等を使用した建物の精密測定及び詳細調査並びに劣化診断
  - (2) 大規模修繕工事及び長期修繕計画の作成
  - (3) 設計及び工事並びに維持管理業務の受注及び発注並びに業者の選定及び紹介
  - (4) 見積等の比較検討
  - (5) 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整
  - (6) 営業活動又は勧誘
  - (7) 建物の瑕疵についての判断に関する事
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、前項の趣旨に合致しない事項

### その他

- 派遣を受けた後、所定の報告書（A4で1枚程度）の提出が必要です。
- アドバイザーは、管理組合が意思決定を行うための助言を行うものであり、管理組合の意思決定に基づいて生じた結果について責任を負うものではありません。